



会社が得する!中国進出のバックオフィスサポート

# 中国就労ビザの申請・取得方法が一部変更!

~厳格化される外国人就労ビザの現状と狙い~

## 中国の就労ビザとは

中国では外国人が就労する際に、就労ビザの取得が必要になります。就労ビザと言っても、実際の最終目的は「居留許可証の取得」となります。

## 就労ビザ取得 変更後の留意点

「大学卒業であること」、「関係就業経験が2年以上あること」が一般的な条件となります。

※大卒でない方：年齢、技術資格などを総合的に判断されてから大卒ではなくても発行されるケースもあります。

例えば、採用側がこの人材を必要としていることを説明書に記載し提出をすると、更に、関連した業務の就業経験があれば、審査が通るケースがあります。→7月の新出入管理法の改正以降、益々厳しくなっている傾向にあります。

また、60歳を超えた方の就労ビザ取得手続は不許可のケースが多くなってきております。

## 就労ビザ取得の流れ

### ①「外国人就業許可証」所要期間：2～3週間

- 必要書類：・現地法人の営業許可書コピー&組織番号証&批准証書（年度審査済み！審査印のあるもの）  
 ・パスポートコピー  
 ・就業申請表（所定フォーム）  
 ・履歴書（学歴と職歴、時間の連続性が重要）  
 ・資格能力証明 [職歴証明]（前就業先で用意、中文に訳、中国で務める仕事と関係ある勤務経験、関連性が重要！）  
 ・卒業証書コピー  
 ※資格証明書がある場合は別途ご提示いただきます。

### ②「ビザ招待状」所要期間：3日間

「就業許可証」及び「招待状」を持参して一回帰国、日本の中国領事館で臨時Zビザを申請・取得 所要期間：3～5日

### —入国後の手続—

### ③ 臨時住泊証明書（24時間以内にマンション近くの公安局で取得、ホテル住まいの場合はフロントで取得可）所要期間：1日間

及び健康診断（2週間前に予約）を受診 所要期間：1週間

### ④「就業証」所要期間：7～10日間

- 必要書類：・臨時住泊証明書  
 ・健康診断  
 ・写真（パスポートサイズ）  
 ・労働契約  
 ・就業許可証  
 ・就業登記表（所定フォーム）

### ⑤「居留許可証」所要期間：1週間

- 必要書類：・パスポート原本  
 ・就業登記表&居留許可申請書（所定フォーム）  
 ・住泊証明、健康診断書  
 ・現地法人の営業許可書コピー&組織番号証&批准証書（年度審査済み！審査印のあるもの）

- ・申請書（現地会社で用意）
- ・本人出頭が必要

※「招待状」が発行された日より1ヵ月以内に、出来る限り③④⑤のステップを完了させることが手続の円滑化に繋がります。（⑤居留許可証の申請資料を窓口へ提出する段階まで。）

よって、招待状を申請する前に、渡航日と健康診断を受ける予定日を事前に確定させておくことを推奨致します。

## Fビザでの不法就労は絶対NG!

身分証の取り扱いの厳格化についてですが、当然のことながらこの意味合いには就労ビザの取り扱いも含まれております。現状からみると、Zビザ（就労ビザ）が円滑に取得できずに、Fビザのままで労働されている、言わば「グレーゾーン」のケースが多く見受けられますが、このあたりの取り扱いは今後更に厳格になるとのことです。

皆様もご存知の様に、基本的にFビザは商用にも使えるビザ（商用、視察、研修等）とされておりますが、中国内で給与が発生しなくても、業務を行う場合は正式な就業許可が必要になるというのが原則論です。あくまで中国への進出調査などの日本法人の業務で、かつ現地にて給与は発生しないと言う前提でのFビザであれば構わないのですが、くれぐれも慎重に見極め対応することをお奨め致します。

## 中国政府の狙いは?

最後に大幅に変更がなされた中国就労ビザの規制強化について触れさせていただきます。中国政府の狙いとしては「中国人の雇用を増やしたい」というのが一番の理由のようです。詳細を言えば「高度な技術や学歴」「経験値や独自のノウハウ」「組織内のポジショニング」などの要素を必要とする職種でないのであれば、積極的に中国人を優先採用して下さいということです。企業としては日本人（外国人）の就労も経営体質から鑑みて必要となりますが、それは総経理等のトップマネジメント層や、経営上どうしても必要となる高度な技術を保有している者だけで十分であるということです。

### 執筆者紹介



～グループ総従業員数360名～  
 SATO GROUP  
 颯拓商務諮詢(上海)有限公司  
 総経理

佐藤 佳寿子

SATO社会保険労務士法人、SATO行政書士法人、キャリアバンク(札証上場：人材業)、エコミック(アンビシャス市場上場：給与計算業)などを束ねるSATOグループの上海現地法人です。

中国国内の認定資格である社保管理師資格講座の運営、中国側企業の日本進出支援、日系企業の中国進出支援、中国における就労ビザ、留学ビザなどの各種ビザ取得アレンジ、市場調査、提携先開拓、販路拡大支援などを行っています。

住所：上海市浦東陸家嘴銀城中路 488号太平金融ビル18階  
 TEL：(+86)-21-6156-2320  
 上海オフィスblog：<http://ameblo.jp/sato-shanghai/>